

オアシス尼崎立花小規模多機能型居宅介護事業所 重要事項説明書 別紙 短期利用型サービス

1. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

<サービスの概要>

- ・事業所に宿泊して頂き、食事、入浴、排泄等の日常生活上のお世話や生活機能訓練を提供します。
 - ・事業所の登録定員に空きがある場合で、緊急やむを得ない場合など一定の要件を満たした場合に限られます。
- 原則的に7日間以内(やむを得ない事情がある場合は14日)の限定的なご利用になります。

<サービス利用料金>

- ア 下記の料金表(一日単位の費用)によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金(介護保険給付額)の1割をお支払い頂きます。但し、一定以上の収入がある場合は、負担割合証に応じた金額になります。

要介護度区分	介護報酬単位	介護報酬額	自己負担額/日額
要支援 1	424 単位	4473 円	448 円
要支援 2	531 単位	5602 円	561 円
要介護 1	572 単位	6034 円	604 円
要介護 2	640 単位	6752 円	676 円
要介護 3	709 単位	7479 円	748 円
要介護 4	777 単位	8197 円	820 円
要介護 5	843 単位	8893 円	890 円

イ 加算(1日につき)

事業者の体制に応じて各加算額をお支払頂きます。

<サービス提供体制強化加算>

条件	単位数	介護報酬額	利用料金/日額
当該事業所の介護職員の総数のうち、以下のいずれかに該当すること。①介護福祉士 70%以上 ②勤続 10 年以上介護福祉士 25%以上	25 単位	263 円	27 円
当該事業所の介護職員の総数のうち、以下のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士 50%以上	21 単位	221 円	23 円
当該事業所の介護職員の総数のうち、以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士 40%以上 ②常勤職員 60%以上 ③勤続 7 年以上の者が 30%以上	12 単位	126 円	13 円

<介護職員処遇改善加算>

条件	利用料金
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数にサービス別加算率 14.6%を乗じた金額

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

オアシス尼崎立花小規模多機能型居宅介護事業所重要事項説明書 P8の介護保険の給付対象とならないサービスを参照してください。